

## 次期江別市環境管理計画の策定について

## 1 環境管理計画とは

## (1)環境管理計画

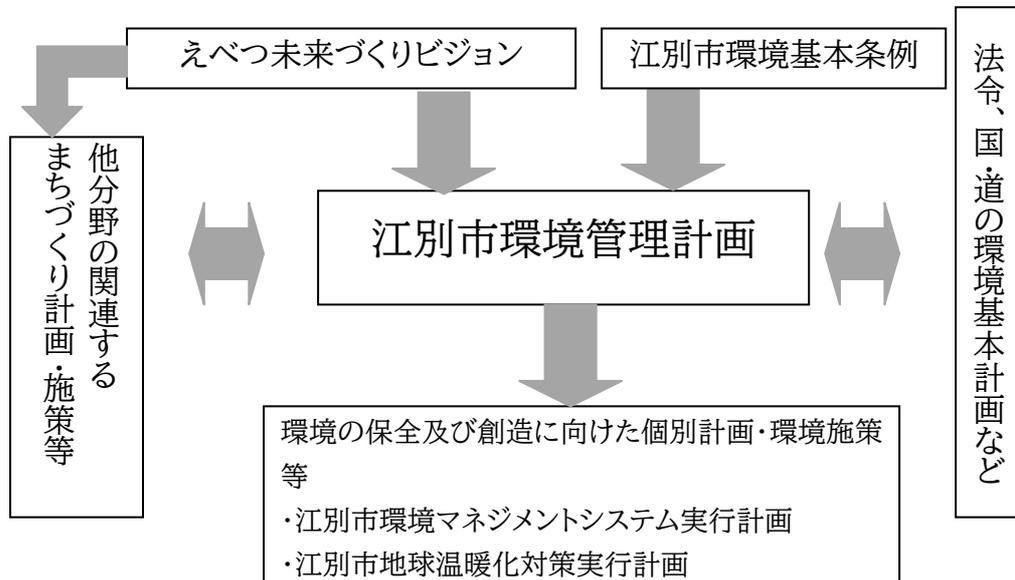
環境管理計画は、平成8年3月に計画期間を30年として策定され、10年ごとに前期・中期・後期推進計画を策定し、進行管理を行っていくこととしていた。

江別市の環境政策全般に関わる基本計画であり、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境という4つの側面から、4つの目標、地球を守るまち、豊かな自然を育むまち、人にやさしいまち、うるおいとやすらぎのあるまちを掲げている。

## (2)計画の位置付け

上位計画である「えべつ未来づくりビジョン(江別市総合計画)」を環境面から推進するため、江別市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創造を進めるうえで基本となる計画として策定した。

また、本計画は環境教育等促進法第8条に規定された行動計画を包括するものである。



## (3)計画推進の主体

市・事業者・市民(環境基本条例第3条)

## (4)計画の対象

地球環境、自然環境、生活環境、快適環境(環境基本条例第7条)

(5) 現行計画の成果指標

項目	後期計画 策定時現状 ①	目標 ②	R2 年度状況 ③	目標とR2年度 状況との差 ③-②
産業部門・家庭部門・業務部門のCO2 排出量合計	646.7 千t -CO2 【H23 年度】	614.4 千t -CO2 (5%削減) 【R5 年度】	670.3 千t -CO2 【H30 年度】	55.9 千t -CO2
環境に配慮した生活をしている市民の割合	68.9% 【H25年度】	 【R5年度】	70.7% 【R2年度】	
市民一人一日当たりのごみ排出量	954g 【H24 年度】	910g 【R5年度】	885g 【R2年度】	▲25g
地域制緑地面積	5,406ha 【H24年度】	5,426ha 【R5年度】	5,399ha 【R2年度】	▲27ha
緑に親しめる空間があると思う市民割合	88.7% 【H25 年度】	 【R5年度】	91.7% 【R2年度】	
市民参加による公園改修数	16 力所 【H24年度】	26 力所 【R5年度】	23 力所 【R2年度】	▲3力所
排出規制基準値超過事業所数	0事業所 【H24年度】	0事業所 【R5年度】	0事業所 【R2年度】	0事業所
農業地区が衛生的で、快適な生活環境だと感じる地区住民の割合	83.8% 【H25年度】	 【R5年度】	88.7% 【R2年度】	
現在の居住空間に満足していると感じる市民の割合	79.8% 【H25年度】	 【R5年度】	85.6% 【R2年度】	
環境に配慮した生活をしている市民割合	68.9% 【H25年度】	 【R5年度】	70.7% 【R2年度】	

(6) 環境目標と施策

地球を守るまち、豊かな自然を育むまち、人にやさしいまち、うるおいとやすらぎのあるまちの4つの目標と、地球環境の保全、循環型社会の実現など7つの施策の柱、それぞれの施策の柱に帰属する地球温暖化の防止、ごみ減量化の推進、生物生息環境の保全などの施策がある。

2 次期計画策定の必要性

環境管理計画後期推進計画は、平成7年度に計画期間30年間とし策定した計画であり、10年ごとに前期・中期・後期の推進計画を策定し推進してきた。

現計画は、第6次江別市総合計画に合わせ策定し、平成26年度から令和5年度までの10年間で計画期間とし策定し、平成30年度に見直しを行っている。

環境行政を取り巻く環境は、この10年で目まぐるしく変化しており、特に2020年10月の菅首相の所信表明において、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されたことを受け、早急に対応を検討する必要がある。

現計画が令和5年度に終期を迎えるとともに、こうした時代の変化等に対応し、当市における良好な環境の保全及び創造を進めていくために、令和6年度を初年度とする環境管理計画を策定する。

#### (1) 社会情勢の変化

- ・2050年脱炭素社会宣言などを受け、温室効果ガス排出量の削減目標が示されるなど、脱炭素への移行が加速している。
- ・気候変動への適応  
異常気象やそれに伴う自然災害が頻発するなど、地球温暖化問題が様々な影響を及ぼしている。
- ・市の財政面、人員面の制約の深刻化

#### (2) 市民ニーズの多様化

### 3 構成と期間

(1) 構成：環境基本条例に第7条に基づき、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境4つの要素で構成する。

2050年脱炭素化社会の実現に向けて地球温暖化対策実行計画の区域施策編を包含した計画とする。

(2) 期間：令和6(2024)年度からのおおむね10年間

(上位計画である江別市総合計画の計画期間と整合を図る。)

### 4 見直しの方向性と視点

環境基本条例の基本理念に基づき、現計画を継承し、4つの要素を基本として策定する。  
(環境基本条例第7条)

#### (1) 2050年脱炭素社会の実現に向けた視点

昨年、地球温暖化対策推進法の改正により2050年脱炭素社会の実現を目指すことが示され、早急に対応を検討する必要がある。

脱炭素社会を実現するには、当市域における温室効果ガス排出量を把握したうえで、具体的な削減目標の設置および目標を達成するための手段などを定める必要があり、これらの内容を網羅した計画が地球温暖化対策実行計画(区域施策編)である。

当市では、今年度、国庫補助事業を活用し、当市の地域特性や再生可能エネルギー導入可能性等の調査・分析、実現可能性等について調査しており、この調査結果を地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に活用し策定する。

また区域施策編の趣旨が、現環境管理計画の中に含まれていることや環境のメンテ

一マとなっていること、内容が共通する部分が多いこと等から環境管理計画に統合した形で策定する。

各環境計画統合一覧

		~R1	R2	R3	R4	R5	R6~
		~2019	2020	2021	2022	2023	2024~
江別市 総合計画		第6次<H26(2014)~R5(2023)>					第7次
江別市環境 管理計画		後期推進計画 <H26(2014)~R5(2023)>					<b>江別市環境管理計画 (地球温暖化対策実 行計画【区域施策 編】含む)</b>
江別市 地球温暖化 対策実行計画(新規策定)	区域 施策 策編	策 定					
江別市 地球温暖化 対策実行計画	事務 事業 編	第3期<R1(2019)~R5(2023)>					<b>江別市地球温暖化対策 実行計画【事務事業 編】(江別市環境マネ ジメントシステム実行 計画含む)</b>
江別市緑の 基本計画		改訂版<H26(2014)~R5(2023)>					次期計画
<b>地球温暖化対策実行計画【区域施策編】</b>		地球温暖化対策推進法に基づく計画。市域内の温室効果ガス排出削減の推進を目的とする。政令市、中核市以外の市町村の策定は努力義務とされている。					
<b>地球温暖化対策実行計画【事務事業編】</b>		地球温暖化対策推進法に基づく計画。市町村の事務事業から排出される温室効果ガス削減を目的とし、市町村には策定義務がある。					

(2)その他

現計画を継承し、市・事業者・市民の役割を定めた形とする。(環境基本条例)

6 策定スケジュール  
令和4年度から2か年で環境管理計画を策定する。

次期江別市環境管理計画策定スケジュール

	環境審議会	市民参加	環境課	
令和3年度				
令和4年度	8月頃 環境の現状分析 課題整理等	市民意見の収集 意見公募(パブリックコメント)	骨子作成	
	10月頃 アンケート結果 将来像や目標等			庁内検討会議
	1月頃 計画骨子・諮問等			
令和5年度	5月頃 施策や指標設定等		計画策定	
	8月頃 素案等 10月頃 素案等			
	1月頃 パブコム結果、答申 案等			
令和6年度	計画開始			